

平成30年(ワ)第237号、令和元年(ワ)第85号、第143号、第219号

「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外544名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面(8)

～規制権限行使にかかる裁量について～

令和2(2020)年5月27日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 日置 雅晴 

同 弁護士 濱野 泰嘉 

同 弁護士 松田 耕平 

同 弁護士 真野 亮太外 

## 《目 次》

第1 原子力規制に関する法令が想定する安全性について ······	3
1 被告国の主張 ······	3
2 原子炉施設に求められる「相対的安全性」が「極めて高度の安全性」を意味することについて ······	3
(1) 原子炉施設に「相対的安全性」が求められること	
(2) 原子炉施設に求められる「相対的安全性」の意味について	
(3) まとめ	
第2 原子炉施設の津波に対する安全審査にかかる裁量について ······	7
1 被告国の主張 ······	7
2 行政府の裁量の有無及びその程度の判断方法について ······	7
3 「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」にかかる判断における裁量について ······	9
第3 安全審査等における審査または判断の基準の設定やその基準に対する適合性を判断するに際し考慮しなければならない科学的知見の程度について ······	11
1 被告国の主張 ······	11
2 「長期評価」は科学的に相応の根拠のある知見である ······	12

## 第1 原子力規制に関する法令が想定する安全性について

### 1 被告国の主張

被告国は、原子力規制における作為義務の発生を基礎づける予見可能性の判断枠組みにつき、最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁。以下「伊方原発最高裁判決」という。）を前提として、原子力規制に関する法令が想定する安全性は「絶対的安全」ではなく「相対的安全」を意味すると主張したうえで、「相対的安全性」の内容について緩やかに判断する旨を主張する。

### 2 原子炉施設に求められる「相対的安全性」が「極めて高度の安全性」を意味することについて

#### （1）原子炉施設に「相対的安全性」が求められること

まず、原告らは、原子力規制に関して求められる安全性につき、どのような重大かつ致命的な人為ミスが重なっても、また、どのような異常事態が生じても、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといった達成不可能なレベルの「絶対的安全性」を主張するものではない。

科学技術を利用した各種の機械、装置等は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであり、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較較量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているわけであるから、その意味では、科学技術を利用した原子炉施設に求められる安全とは「相対的安全性」を意味するものと解される。

#### （2）原子炉施設に求められる「相対的安全性」の意味について

しかし、原子炉施設は、放射性物質が外部に漏出するような重大事故がひとた

び発生すれば、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし周辺の環境を放射能によって汚染するなど深刻で回復不能な災害を引き起こすことになることからすれば、原子炉施設に求められる「相対的安全性」とは、「ある程度の安全性」で足りるはずではなく、「極めて高度の安全性」でなければならない。

そして、原子炉施設について「極めて高度の安全性」が求められることは、下記の原子炉施設にかかる法令の趣旨・目的から明らかである。

#### ア 原子力基本法（甲A2）

原子力基本法は、我が国の原子力利用の基本方針を定めているところ、平成14（2002）年当時、同法（平成24年法律第47号による改正前のもの）は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」を目的としていた（1条）。

また、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」（2条）と定めていた。

同法は、本件原発事故後、平成24年法律第47号による改正によって「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」（2条2項）との規定が追加され、原子力利用の基本方針について「国民の生命、健康及び財産の保護」をすることを目的とすることを明確にしているが、平成14（2002）年当時においても、原子力の利用は「安全の確保」を旨として行うこととされていたのであるから、「国民の生命、健康及び財産の保護」が同法の目的とされ、我が国における原子力政策の基本とされていたことは明らかである。

#### イ 原子炉等規制法（甲A3）

原子力発電所の設置については、原子炉等規制法（平成24年法律第47号による改正前のもの）が、第1条において、「この法律は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制等を行うことを目的とする。」と定めている。

そして、原子炉等規制法は、実用発電用原子炉の設置には経済産業大臣の許可を必要とすること（23条1項1号）、設置許可に当たっては原子炉施設の位置、構造及び設備が原子炉による災害の防止上支障がないものであることが必要であること（24条1項4号）などを定めていた。

同法は、本件事故後、平成24年法律第47号による改正によって、原子炉等規制法の目的について、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」（1条）と改正して、「国民の生命、健康及び財産の保護」を目的の一つとすることを明確にしているが、平成14（2002）年当時においても、原子力

基本法が「国民の生命、健康及び財産の保護」を目的としており、原子炉等規制法がかかる原子力基本法の「精神にのっとり」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用」による「災害を防止し」て「公共の安全を図る」ことを目的としていたのであるから、原子炉等規制法が、「国民の生命、健康及び財産の保護」を目的としていたことは明らかである。

#### ウ 電気事業法（甲A4）

本件における経済産業大臣の規制権限について直接定めている電気事業法は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」を目的としている（1条）。

また、上記のとおり、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないところ（39条1項）、その技術基準を定める経済産業省令が、事業用電気工作物によって「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようになると」と求めている（39条2項1号）。

そして、経済産業大臣は、事業用電気工作物が39条1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる（40条。技術基準適合命令）と定めていた。

つまり、電気事業法の目的は、「公共の安全を確保」すること、すなわち「国民の生命、健康及び財産を保護すること」であるとともに、事業用電気工作物の技術基準は、「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようになると」と目的として設定されているのであるから、経済産業大臣による技術基準適合命令は、「事業用電気工作物によって、人体に危

害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」を目的としていることは明らかである。

### (3) まとめ

以上のとおり、原子力利用の基本方針を定める原子力基本法、原子力発電所の設置に関して定めた原子炉等規制法及び電気事業の用に供する原子力発電所の運転に関して定めた電気事業法のいずれもが、「国民の生命、健康及び財産を保護すること」を目的としており、さらに電気事業法40条に基づく技術基準適合命令についても「国民の生命、健康及び財産を保護すること」を目的としているのであることからすれば、原子炉施設には、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし周辺の環境を放射能によって汚染するなど深刻で回復不能な災害を引き起こすことのないよう、「極めて高度の安全性」が求められていることは明らかである。

## 第2 原子炉施設の津波に対する安全審査にかかる裁量について

### 1 被告国の主張

被告国は、原子力規制機関には、原子炉施設の使用開始後の安全審査において、設置許可処分時に想定した津波と異なる高さの津波に対する安全性を確保する必要があるかどうかの審査または判断につき、広く科学的、専門技術的裁量が与えられる旨を主張する。

しかし、「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」にかかる判断においては、広く科学的、専門技術的裁量が認められることはなく、厳格な判断が求められるものである。

### 2 行政庁の裁量の有無及びその程度の判断方法について

被告国は、原子炉施設の使用開始後の安全審査において、設置許可処分時に想定した津波と異なる高さの津波に対する安全性を確保する必要があるかどうか

の審査または判断につき、広く科学的、専門技術的裁量が与えられると主張する根拠として、「伊方原発最高裁判決」において、原子炉設置許可処分時の安全審査において、どのレベルの安全性をもって安全性が確保されていると判断するのか、すなわち、原子炉施設の安全審査における具体的な審査基準としてどのような基準を設定するのか、及び、その審査基準の適合性をどのように判断するのかという点についてそれぞれ科学的、専門技術的裁量が与えられていることを挙げる。

しかし、法が処分を行政庁の裁量に任せるとする趣旨、目的、範囲は、各種の処分によって一様ではなく、これに応じて裁量権の範囲を超えるまたはその濫用があったものとして違法とされる場合もそれぞれ異なるものであって、各種の処分ごとにこれを検討しなければならないと解すべきである。

すなわち、当該処分につき専門技術的裁量を肯定しうるか否かは、あくまでも、当該処分の根拠となった行政実体法規の解釈問題であるから、この問題は、右行政実体法規が、高度の専門技術的知見に基づく判断を必要とする当該処分の性質かんがみ、当該処分につき、行政庁の専門技術的裁量を認めていると解しうるかという見地から検討すべきである（甲B71 高橋利文・最高裁判所判例解説民事編（平成4年度）420頁参照）。

したがって、原子炉設置許可処分時の安全審査において、原子炉施設の安全審査における具体的な審査基準としてどのような基準を設定するのか、及び、その審査基準の適合性をどのように判断するのかという点について、それぞれ科学的、専門技術的裁量が与えられているとしても、「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」にかかる判断において同様の科学的、専門技術的裁量が認められる根拠となるわけではないのである。

### 3 「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」にかかる判断における裁量について

(1) 電気事業法 39条1項は、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならぬ（39条1項）、その経済産業省令で定める技術基準は、事業用電気工作物によって「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようとする」ということを求めている（39条2項1号）。

また、経済産業大臣は、事業用電気工作物が39条1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができると定めていた（40条。技術基準適合命令）。

そして、電気事業法39条1項による委任に基づき、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの。以下「省令62号」という。）が定められており、省令62号4条1項は、その技術基準として、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が地すべり、断層、なだれ、洪水、津波又は高潮、基礎地盤の不同沈下等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」と定めていた。

(2) 確かに、省令62号4条1項においては、「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」がどの程度であれば、適切な措置を講じなければならないとするのかという具体的基準は明示的には示されてはいない。

しかし、電気事業法の目的は、前述のとおり「公共の安全を確保」すること、すなわち「国民の生命、健康及び財産を保護すること」であり、また、電気事業法39条1項の定める事業用電気工作物の技術基準は、「事業用電気工作物は、

人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」を目的として設定されているのであるから、「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」は、安全側に寄って極めて厳格に判断されなければならず、行政庁に広範な裁量は認められないものと解するのが相当である。

(3) なお、伊方原発最高裁判決は、原子炉設置の許可をする場合につき、原子炉規制法（昭和52年法律第80号による改正前のもの）24条2項が、内閣総理大臣は原子炉設置の許可をする場合においては、同条1項3号及び4号所定の原子炉設置許可の基準の適合性について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重しなければならないと定めているのは、原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当であると判示した。

同判決が、殊更に「専門技術的裁量」という用語を用いなかつたのは、下級審判例のいう「専門技術的裁量」が、安全審査における具体的審査基準の策定及び処分要件の認定判断の過程における裁量であつて、一般に言われる「裁量」（政治的・政策的裁量）とは、その内容、裁量が認められる事項・範囲が相当異なるものであることから、政治的、政策的裁量と同様の広範な裁量を認めたものと誤解されることを避けるためであろうという指摘がある（甲B71 高橋利文・最高裁判所判例解説民事編（平成4年度）420頁参照）。

すなわち、内閣総理大臣の原子炉設置の許可をする場合の裁量は、政治的、政策的裁量とは異なり、より限定的な裁量ということである。

また、内閣総理大臣の原子炉設置の許可をする場合の裁量は、学識経験者等を要する原子力委員会の意見を聴くという手続きを経なければいけないのであって、「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」があるか否かという判断においては、必ずしも原子力委員会の意見を聴くという手続きを経なければなら

ないとはなっていない。

そうであるのならば、内閣総理大臣の原子炉設置の許可をする場合において、各専門分野の科学的、専門的知見に基づく意見を尊重して行う判断にゆだねるべきであり、ある程度の裁量が認められるべきという要請が働くのに対して、「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」があるか否かという判断においては、各専門分野の科学的、専門的知見に基づく意見を尊重して行う判断にゆだねるべきという要請は働くはず、その判断においての裁量は極めて限定的になるものと解されるべきである。

### 第3 安全審査等における審査または判断の基準の設定やその基準に対する適合性を判断するに際し考慮しなければならない科学的知見の程度について

#### 1 被告国の主張

被告国は、原子力規制における規制権限の行使は、①事業者に莫大な経済的負担を強いることになるほか、場合によっては刑事罰等の制裁を科すことにもなり得るなど、事業者の活動を制約するものであること、②自然災害について科学的根拠の乏しい事象も含めてあらゆる事象を規制に取り込むことになればかえって原子力発電所のシステム全体の安全性を低下させる恐れがあること、③津波対策の安全性の判断は、その判断の基礎となる地震学、津波学といった学術分野に未解明の事項が多く残されており、国にはどの程度の科学的知見までを判断の前提とするのかという専門技術的事項に関して一定の合理的裁量を有していると解されるべきであることを根拠として、国がある科学的知見に基づき規制権限を行使することが法的義務となるためには、少なくともその科学的知見が規制権限の行使を正当化するだけの客観的かつ合理的な根拠に裏付けられていることが必要なると主張する。

## 2 「長期評価」は科学的に相応の根拠のある知見である

原告らは、経済産業大臣が、合理的な科学的根拠を有する「長期評価」に基づいてシミュレーションを行うべきだったのであり、平成14（2002）年12月31日までに、被告東電に対し、非常用電源設備を技術基準（省令62号4条1項）に適合させるよう技術基準適合命令を発令する義務があったと主張するものであって、何らの根拠も伴なわない科学的知見をもとに、経済産業大臣が技術基準適合命令を発令する義務があったと主張するものではない。

また、上述のとおり、電気事業法の目的は、「公共の安全を確保」すること、すなわち「国民の生命、健康及び財産を保護すること」であり、また、電気事業法39条1項の定める事業用電気工作物の技術基準は、「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」を目的として設定されているのであるから、「原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれ」は、安全側に寄って判断されるべきであって、事業者に莫大な経済的負担を強いることになるなどということは考慮すべきではない。

したがって、安全審査等における審査または判断の基準の設定やその基準に対する適合性を判断するに際し考慮しなければならない科学的知見は、科学的に相応の根拠のある知見に基づく危険性が認められれば十分であって、専門家において通説的見解である必要はないと解するのが相当である。

原子炉施設等が津波により損傷を受けるという結果が発生してから学界における通説的見解となり、技術基準適合命令を発令する必要が生じたとしても、当該技術基準適合命令の発令は遅きに失るのであって、原子炉施設が万が一にも事故を起こさないようにするための安全性確保のための基準としては意味がないからである。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万500人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号 外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国の4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局）が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国の7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁）が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位⑦	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O. P. + 13 m + 1 mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位⑧	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO. P. + 10 mの水位（上記仮定水位O. P. + 14 mと設計水位O. P. + 5. 6 mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
LSS	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	